

練馬区土木部「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」

1 試行対象工事

練馬区土木部が発注する工事で以下の2項目に該当するものを試行対象とする。ただし、本試行については、建築工事および建築設備工事（電気・機械）は対象外とする。

(1) 適用範囲

起工（決定日）が令和8年4月1日以降である案件

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事（単価契約は除く）および土木工事の積算体系を用いて積算した工事とする。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を対象期間から除くものとする。

電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事および製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間は対象期間から除くものとする。

2 計測・真夏日率の算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

ア 本試行にあたっては、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

(ア) 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上となる日を真夏日とする。

(イ) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の場合、気象庁の地上気象観測所の気温が30度(°C)以上となる日を真夏日とする。

(ウ) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上、またはWBGTが25度(°C)以上の場合、真夏日とする。

イ 計測に用いる環境省が公表している観測地点および気象庁の地上気象観測所は、練馬（練馬区石神井台）とする。

ウ 上記ア、イによりがたい場合は、監督員と協議すること。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(3) 真夏日の報告等

受注者は、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(4) 「基準日」・「対象期間」について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工事完成日までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

また、「対象期間」は「基準日から工事完成日までの期間」をさす。年末年始6日間、日曜日および土曜日（作業実施日以外）、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。なお、技術者配置準備期間を設定した工事の場合、技術者配置準備期間は、「対象期間」に含まない。

ただし、変更契約手続き上、「工事完成日まで」を「対象期間」とすることが困難な場合（※）は、受発注者協議により別途定めた日までを「対象期間」とすることができる。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行を適用する期間を設定しないと現場管理費の補正値が確定できない場合 等

(5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

真夏日率※1 = 基準日から工事完成日までの真夏日数(日)※2 ÷ 対象期間(日)

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 対象期間内における真夏日の日数(日)

3 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

補正値(%)※3 = 真夏日率 × 補正係数※4

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数※5) + 補正値※6)

※3 補正値(%)は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1. 2

※5 積算基準（共通編Ⅰ）および積算基準 土木設備（電気編・機械編）における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 積算基準（共通編Ⅰ）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

4 特記仕様書への明記

特記仕様書に次の事項を記載する。

〇〇. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行

(1) 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。

(2) 試行にあたっては、『熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領』に基づき行う。

試行要領は、練馬区ホームページから入手できる。

5 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する施工箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

6 随意契約および総価契約単価合意方式による契約との併用

随意契約および総価契約単価合意方式による契約の工事については、本試行との併用ができるものとする。